| 堺市公報　第312号 | 令和６年５月17日発行 |
| --- | --- |
| 堺市公報 | 発行<br>堺市（総務局行政部法制文書課）<br>堺市堺区南瓦町３番１号 |


目　　次

頁


＜告示＞

○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について
【環境局環境保全部環境対策課】…… 3

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…… 16

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…… 17

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…… 18

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…… 19

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…… 20

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…… 21

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…… 23
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…… 24
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…… 25
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】…… 26
**＜公告＞**
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【財政局契約部調達課】…… 26
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【財政局契約部調達課】…… 28
○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…… 29
○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…… 29
○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…… 30
○都市公園法第５条の６に係る認定について
【建設局公園緑地部公園監理課】…… 30
○都市計画法に基づく下水道事業の事業計画変更に係る関係図書の縦覧について
【上下水道局下水道管路部下水道事業調整課】…… 33
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局教育センター学校ＩＣＴ化推進室】…… 33
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け

る調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校管理部学務課】…… 34
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校管理部学務課】…… 35
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校管理部学務課】…… 37
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校管理部学務課】…… 38
**＜上下水道局公告＞**
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…… 39
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…… 40
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…… 41
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…… 42
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…… 43

## 告　　示

堺市告示第２１２号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和４８年法律第１１０号）第５条第１項の規定による

特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第４項の規定により、その概要を次の１のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の２のとおり縦覧に供する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社　クボタ

大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

代表取締役　北尾　裕一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社　クボタ　堺臨海工場

堺市西区築港新町３丁８番

(3) 特定施設に関する事項

ア　種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第１　第63号イ　金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する焼入れ施設　２基　第65号　酸又はアルカリによる表面処理施設　26基

イ　能力

別表１のとおり

ウ　工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表１のとおり

エ　使用時間の間隔及び１日当たりの使用時間

別表１のとおり

オ　使用時間の季節的変動

別表１のとおり

カ　使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表１のとおり

キ　使用時において当該特定施設から排出される汚水等の１日当たりの通常の量及び

最大の量

別表１のとおり

ク　その他参考となるべき事項

別表１のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア　種類及び使用開始年月日又は使用開始予定年月日

別表２のとおり

イ　構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表２のとおり

ウ　使用時間の間隔及び１日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動

別表２のとおり

エ　使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表２のとおり

オ　使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の１日当たりの通常の量及び最大の量

別表２のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表３のとおり

２　縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町３番１号　堺市役所高層館４階

環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和６年５月17日から同年６月７日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成２年条例第20号）第２条第１項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前９時から正午まで及び午後０時45分から午後５時30分まで

別表1

| 種類 | | | 63-イ　焼入れ施設<br>（加熱-11） | | 63-イ　焼入れ施設<br>（加熱-12） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 焼入れ本数：700本／日 | | 焼入れ本数：400本／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時30分、20時～6時30分<br>21時間／日 | | 8時～18時30分、20時～6時30分<br>21時間／日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | － | 9.5 | 9.5 | 9.7 | 9.7 |
| | BOD | mg/l | 3350 | 3350 | 5360 | 5360 |
| | COD | mg/l | 19500 | 19500 | 31200 | 31200 |
| | SS | mg/l | 8 | 8 | 13 | 13 |
| | 油分 | mg/l | 215 | 215 | 344 | 344 |
| | 窒素 | mg/l | 900 | 900 | 1400 | 1400 |
| | 燐 | mg/l | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.2 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設<br>（洗浄-27） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設<br>（洗浄-28） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数：700個／日 | | 洗浄個数：700個／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間／日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間／日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | － | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 9.5 |
| | BOD | mg/l | 8200 | 8200 | 8200 | 8200 |
| | COD | mg/l | 7800 | 7800 | 7800 | 7800 |
| | SS | mg/l | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 油分 | mg/l | 67 | 67 | 67 | 67 |
| | 窒素 | mg/l | 2900 | 2900 | 2900 | 2900 |
| | 燐 | mg/l | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-29） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-30） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数:400個／日 | | 洗浄個数:400個／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | － | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 9.5 |
| | BOD | mg/l | 8200 | 8200 | 8200 | 8200 |
| | COD | mg/l | 7800 | 7800 | 7800 | 7800 |
| | SS | mg/l | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 油分 | mg/l | 67 | 67 | 67 | 67 |
| | 窒素 | mg/l | 2900 | 2900 | 2900 | 2900 |
| | 燐 | mg/l | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-31） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-32） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数:480個／日 | | 洗浄個数:480個／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | － | 9.0 | 9.0 | 9.5 | 9.5 |
| | BOD | mg/l | 3350 | 3350 | 8200 | 8200 |
| | COD | mg/l | 20500 | 20500 | 7800 | 7800 |
| | SS | mg/l | 0.1 | 0.1 | 2 | 2 |
| | 油分 | mg/l | 3600 | 3600 | 67 | 67 |
| | 窒素 | mg/l | 1000 | 1000 | 2900 | 2900 |
| | 燐 | mg/l | 0.05 | 0.05 | 1 | 1 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−33） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−34） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数：110個／日 | | 洗浄個数：110個／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | − | 9.0 | 9.0 | 9.5 | 9.5 |
| | BOD | mg/l | 3350 | 3350 | 8200 | 8200 |
| | COD | mg/l | 20500 | 20500 | 7800 | 7800 |
| | SS | mg/l | 0.1 | 0.1 | 2 | 2 |
| | 油分 | mg/l | 3600 | 3600 | 67 | 67 |
| | 窒素 | mg/l | 1000 | 1000 | 2900 | 2900 |
| | 燐 | mg/l | 0.05 | 0.05 | 1 | 1 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−35） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−36） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数：380個／日 | | 洗浄個数：380個／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | − | 10.5 | 10.5 | 9.6 | 9.6 |
| | BOD | mg/l | 22000 | 22000 | 19500 | 19500 |
| | COD | mg/l | 16000 | 16000 | 12000 | 12000 |
| | SS | mg/l | 58 | 58 | 3 | 3 |
| | 油分 | mg/l | 530 | 530 | 21800 | 21800 |
| | 窒素 | mg/l | 3100 | 3100 | 1900 | 1900 |
| | 燐 | mg/l | 2 | 2 | 0.05 | 0.05 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−37） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−38） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数：380個／日 | | 洗浄重量：100kg／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間／日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間／日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | − | 9.5 | 9.5 | 9.4 | 9.4 |
| | BOD | mg/l | 8200 | 8200 | 15000 | 15000 |
| | COD | mg/l | 7800 | 7800 | 7300 | 7300 |
| | SS | mg/l | 2 | 2 | 380 | 380 |
| | 油分 | mg/l | 67 | 67 | 5100 | 5100 |
| | 窒素 | mg/l | 2900 | 2900 | 460 | 460 |
| | 燐 | mg/l | 1 | 1 | 790 | 790 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−39） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−40） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数：1050個／日 | | 洗浄個数：850個／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間／日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間／日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | − | 10.5 | 10.5 | 10.5 | 10.5 |
| | BOD | mg/l | 22000 | 22000 | 22000 | 22000 |
| | COD | mg/l | 16000 | 16000 | 16000 | 16000 |
| | SS | mg/l | 58 | 58 | 58 | 58 |
| | 油分 | mg/l | 530 | 530 | 530 | 530 |
| | 窒素 | mg/l | 3100 | 3100 | 3100 | 3100 |
| | 燐 | mg/l | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−41） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−42） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数：850個／日 | | 洗浄個数：110個／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | − | 9.3 | 9.3 | 10.5 | 10.5 |
| | BOD | mg/l | 3900 | 3900 | 22000 | 22000 |
| | COD | mg/l | 11000 | 11000 | 16000 | 16000 |
| | SS | mg/l | 0.1 | 0.1 | 58 | 58 |
| | 油分 | mg/l | 790 | 790 | 530 | 530 |
| | 窒素 | mg/l | 1350 | 1350 | 3100 | 3100 |
| | 燐 | mg/l | 0.05 | 0.05 | 2 | 2 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−43） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄−44） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数：110個／日 | | 洗浄重量：100kg／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | − | 9.5 | 9.5 | 9.4 | 9.4 |
| | BOD | mg/l | 8200 | 8200 | 15000 | 15000 |
| | COD | mg/l | 7800 | 7800 | 7300 | 7300 |
| | SS | mg/l | 2 | 2 | 380 | 380 |
| | 油分 | mg/l | 67 | 67 | 5100 | 5100 |
| | 窒素 | mg/l | 2900 | 2900 | 460 | 460 |
| | 燐 | mg/l | 1 | 1 | 790 | 790 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-45） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-46） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数:360個／日 | | 洗浄個数:430個／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | － | 10.5 | 10.5 | 9.5 | 9.5 |
| | BOD | mg/l | 22000 | 22000 | 8200 | 8200 |
| | COD | mg/l | 16000 | 16000 | 7800 | 7800 |
| | SS | mg/l | 58 | 58 | 2 | 2 |
| | 油分 | mg/l | 530 | 530 | 67 | 67 |
| | 窒素 | mg/l | 3100 | 3100 | 2900 | 2900 |
| | 燐 | mg/l | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-47） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-48） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数:430個／日 | | 洗浄重量:100kg／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | － | 9.3 | 9.3 | 9.4 | 9.4 |
| | BOD | mg/l | 3900 | 3900 | 15000 | 15000 |
| | COD | mg/l | 11000 | 11000 | 7300 | 7300 |
| | SS | mg/l | 0.1 | 0.1 | 380 | 380 |
| | 油分 | mg/l | 790 | 790 | 5100 | 5100 |
| | 窒素 | mg/l | 1350 | 1350 | 460 | 460 |
| | 燐 | mg/l | 0.05 | 0.05 | 790 | 790 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-49） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-50） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数:2600個／日 | | 洗浄個数:920個／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | － | 10.2 | 10.2 | 10.2 | 10.2 |
| | BOD | mg/l | 30000 | 30000 | 30000 | 30000 |
| | COD | mg/l | 14000 | 14000 | 14000 | 14000 |
| | SS | mg/l | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 油分 | mg/l | 14600 | 14600 | 14600 | 14600 |
| | 窒素 | mg/l | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 |
| | 燐 | mg/l | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

| 種類 | | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-51） | | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設（洗浄-52） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 能力 | | | 洗浄個数:2600個／日 | | 洗浄個数:240個／日 | |
| 工事着手予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 工事完成予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用開始予定年月日 | | | 許可後 | | 許可後 | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | | 8時～18時、20時～6時<br>20時間/日 | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | なし | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| | pH | － | 10.2 | 10.2 | 11.5 | 11.5 |
| | BOD | mg/l | 30000 | 30000 | 5100 | 5100 |
| | COD | mg/l | 14000 | 14000 | 2160 | 2160 |
| | SS | mg/l | 6 | 6 | 0.1 | 0.1 |
| | 油分 | mg/l | 14600 | 14600 | 390 | 390 |
| | 窒素 | mg/l | 1200 | 1200 | 420 | 420 |
| | 燐 | mg/l | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.2 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| その他参考となるべき事項 | | | 排水は全量委託処理 | | 排水は全量委託処理 | |

別表2

| 種類 | | | 浄化槽-1 | | | | 浄化槽-2 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 使用開始年月日 | | | 平成4年11月1日 | | | | 令和3年2月19日 | | | |
| 構造 | | | 鉄筋コンクリート造 | | | | RC造＋FRP製 | | | |
| 能力 | | | 110$m^3$/日 | | | | 110$m^3$/日 | | | |
| 汚水等の処理の方法 | | | 膜分離活性汚泥処理 | | | | 膜分離活性汚泥処理 | | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 24時間 | | | | 24時間 | | | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | | | なし | | | |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | | 最大 | | 通常 | | 最大 | |
| | | | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| | pH | ー | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 |
| | BOD | mg/l | 680 | 8 | 900 | 12 | 300 | 10 | 300 | 10 |
| | COD | mg/l | 200 | 15 | 250 | 18 | 150 | 7 | 150 | 10 |
| | SS | mg/l | 250 | 5 | 300 | 10 | 250 | 10 | 250 | 10 |
| | 油分 | mg/l | 73 | 3 | 90 | 3 | 30 | 3 | 30 | 3 |
| | 窒素 | mg/l | 71 | 35 | 90 | 40 | 100 | 10 | 100 | 20 |
| | 燐 | mg/l | 8 | 3 | 8 | 4 | 8 | 1 | 8 | 1 |
| | 大腸菌 | 個/ml | <3000 | 0 | <3000 | 300 | <3000 | <3000 | <3000 | <3000 |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | $m^3$/日 | 80 | 80 | 95 | 95 | 80 | 80 | 90 | 90 |

| 種類 | | | M7工程排水処理 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 使用開始年月日 | | | 工事中 | | | |
| 構造 | | | RC造＋FRP製 | | | |
| 能力 | | | 35m$^3$／日 | | | |
| 汚水等の処理の方法 | | | 凝集沈殿・活性汚泥・砂濾過・活性炭吸着方式 | | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 24時間 | | | |
| 使用時間の季節的変動 | | | なし | | | |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区分 | 単位 | 通常 | | 最大 | |
| | | | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| | pH | ー | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 |
| | BOD | mg/l | 30 | 11 | 30 | 11 |
| | COD | mg/l | 206 | 19 | 206 | 19 |
| | SS | mg/l | 20 | 9 | 20 | 9 |
| | 油分 | mg/l | 59 | 3 | 59 | 3 |
| | 窒素 | mg/l | 86 | 25 | 86 | 25 |
| | 燐 | mg/l | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | ふっ素 | mg/l | 21.8 | 12 | 21.8 | 12 |
| | アンモニア性窒素 | mg/l | 9.7 | 2 | 9.7 | 2 |
| | 硝酸性窒素 | mg/l | 76.3 | 23 | 76.3 | 23 |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量 | | m$^3$／日 | 30 | 30 | 35 | 35 |

別表3

| 排水口名 | | | No.1 | |
|---|---|---|---|---|
| 排出水の汚染状態 | 種類・項目 | | 通常 | 最大 |
| | pH | ー | 5.8～8.6 | 5.8～8.6 |
| | BOD | mg/l | 9.0 | 25.0 |
| | COD | mg/l | 12.5 | 25.0 |
| | SS | mg/l | 7.5 | 25.0 |
| | 油分 | mg/l | 3.0 | 3.0 |
| | 窒素 | mg/l | 25.0 | 120.0 |
| | 燐 | mg/l | 2.0 | 16.0 |
| | 大腸菌 | 個/ml | <3000 | <3000 |
| | ふっ素 | mg/l | 0.34 | 12.0 |
| | アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素 | mg/l | 26.0 | 100.0 |
| 排出水の量 | | $m^3$/日 | 190 | 220 |

堺市告示第２１３号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第５５条の３第１号（中国残留邦人等支援法第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　診療所

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 医療法人　植月医院 | 堺市南区片蔵23－１ | 令和６年３月１日 |
| 医療法人理秀会　なかむら内科・糖尿病クリニック | 堺市西区鳳東町７－733　おおとりウイングス２階 | 令和６年３月１日 |
| 医療法人英智会　落合医院 | 堺市中区深井清水町3448－２ | 令和６年３月１日 |

２　歯科

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| けいの歯科・美容皮膚科 | 堺市北区中長尾町４－４－６ | 令和６年４月１日 |
| 川越歯科医院 | 堺市西区鳳東町３－280－１　オーキッドガーデン鳳101号 | 令和６年４月１日 |
| 医療法人堺豊紀会　いじち歯科 | 堺市堺区戎島町１－55－８　アークリムⅢ203号室 | 令和６年３月１日 |

３　薬局

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| キタバ薬局　初芝駅前店 | 堺市東区日置荘西町４－35－10 | 令和６年４月１日 |

| | | |
|---|---|---|
| ランタン薬局 | 堺市堺区戎島町４－45－１　２Ｆ－207 | 令和６年４月１日 |

４　訪問看護

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 美英訪問看護ステーション | 堺市堺区出島海岸通１－２－10 | 令和６年４月１日 |
| 訪問看護ステーション・あかり | 堺市美原区平尾74－１　岸埜マンション201号 | 令和６年４月１日 |
| ここから訪問看護ステーション | 堺市北区長曽根町130－42　Ｓ－ｃｕｂｅ316号室 | 令和６年４月１日 |
| といろ訪問看護ステーション | 堺市西区上558－３　ｋａｉｊｏクリスタル第３ビル７Ａ | 令和６年４月１日 |
| メディケア・リハビリ訪問看護ステーション堺 | 堺市中区東山43－１ | 令和６年４月１日 |

堺市告示第２１４号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号（中国残留邦人等支援法第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　診療所

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 植月医院 | 堺市南区片蔵23－１ | 令和６年２月29日 |

| | | |
|---|---|---|
| なかむら内科・糖尿病クリニック | 堺市西区鳳東町７－733　鳳ウイングス２Ｆ | 令和６年２月29日 |
| 落合医院 | 堺市中区深井清水町3448－２ | 令和６年２月29日 |

２　歯科

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 川越歯科医院 | 堺市西区上野芝町２－８－15 | 令和６年２月29日 |
| いじち歯科 | 堺市堺区戎島町１－55－８　アークリムⅢ203号室 | 令和６年２月29日 |
| 住友歯科医院 | 堺市堺区浅香山町３－11－16 | 令和５年12月31日 |

３　薬局

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 泉薬局 | 堺市堺区香ヶ丘町１－13－20 | 令和６年３月11日 |

４　訪問看護

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 訪問看護ステーション阪南中央　北花田 | 堺市北区北花田町４－93－６　プロシードタチバナ202号室 | 令和６年３月31日 |
| シィード訪問看護 | 堺市南区晴美台４－８－７ | 令和６年３月31日 |
| 優凪訪問看護ステーション | 堺市中区深井畑山町2500　スペリオシティ泉北深井１－308 | 令和６年３月31日 |

堺市告示第２１５号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号（中国残留邦人等支援法第１４条

第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　診療所

| 変更前の名称 | 変更後の名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 医療法人純輝会<br>松村クリニック | 医療法人純輝会<br>松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町２－４－21 | 令和６年２月７日 |
| 中村診療所 | 医療法人中村会<br>堺なかむら総合クリニック | 堺市中区東八田24－５ | 令和６年３月12日 |

堺市告示第２１６号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第５５条の３第１号（中国残留邦人等支援法第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

| 事業の種類 | 事業所名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|
| 介護予防通所リハビリテーション | 医療法人中村会　堺なかむら総合クリニック | 堺市中区東八田24－５ | 令和６年３月12日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 通所リハビリテーション | 医療法人中村会　堺なかむら総合クリニック | 堺市中区東八田24－５ | 令和６年３月12日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | タマダ病院 | 堺市北区蔵前町２－15－39 | 令和６年３月１日 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | タマダ病院 | 堺市北区蔵前町２－15－39 | 令和６年３月１日 |
| 訪問リハビリテーション | タマダ病院 | 堺市北区蔵前町２－15－39 | 令和６年３月１日 |

堺市告示第２１７号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第５項において準用する同法第５０条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号（中国残留邦人等支援法第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

| 事業の種類 | 事業所名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|
| 居宅療養管理指導 | 植月医院 | 堺市南区片蔵23－１ | 平成21年12月31日 |
| 訪問リハビリテーション | 植月医院 | 堺市南区片蔵23－１ | 平成21年12月31日 |
| 訪問看護 | 植月医院 | 堺市南区片蔵23－１ | 平成21年12月31日 |
| 居宅介護支援 | 医療法人中村会　中村診療所 | 堺市中区東八田24－５ | 平成15年９月30日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 介護予防居宅療養管理指導 | 落合医院 | 堺市中区深井清水町3448－２ | 令和６年２月29日 |
| 居宅療養管理指導 | 落合医院 | 堺市中区深井清水町3448－２ | 令和６年２月29日 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 落合医院 | 堺市中区深井清水町3448－２ | 令和６年２月29日 |
| 訪問リハビリテーション | 落合医院 | 堺市中区深井清水町3448－２ | 令和６年２月29日 |
| 介護予防訪問看護 | 落合医院 | 堺市中区深井清水町3448－２ | 令和６年２月29日 |
| 訪問看護 | 落合医院 | 堺市中区深井清水町3448－２ | 令和６年２月29日 |
| 居宅療養管理指導 | 住友歯科医院 | 堺市堺区浅香山町３－11－16 | 令和５年12月31日 |
| 訪問介護 | アスモ介護サービスなかもず | 堺市北区金岡町3034－21 | 令和６年２月29日 |

堺市告示第２１８号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第５項において準用する同法第５０条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号（中国残留邦人等支援法第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

| 事業の種類 | 変更前の名称 | 変更後の名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 介護予防訪問看護 | 医療法人中村会<br>中村診療所 | 医療法人中村会<br>堺なかむら総合クリニック | 堺市中区東八田24－５ | 令和６年３月12日 |
| 訪問リハビリテーション | 医療法人中村会<br>中村診療所 | 医療法人中村会<br>堺なかむら総合クリニック | 堺市中区東八田24－５ | 令和６年３月12日 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 医療法人中村会<br>中村診療所 | 医療法人中村会<br>堺なかむら総合クリニック | 堺市中区東八田24－５ | 令和６年３月12日 |
| 居宅療養管理指導 | 医療法人中村会<br>中村診療所 | 医療法人中村会<br>堺なかむら総合クリニック | 堺市中区東八田24－５ | 令和６年３月12日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 医療法人中村会<br>中村診療所 | 医療法人中村会<br>堺なかむら総合クリニック | 堺市中区東八田24－５ | 令和６年３月12日 |
| 訪問看護 | 医療法人中村会<br>中村診療所 | 医療法人中村会<br>堺なかむら総合クリニック | 堺市中区東八田24－５ | 令和６年３月12日 |
| 地域密着型通所介護 | アシストケアクラブ中百舌鳥 | アシストケア中百舌鳥 | 堺市北区百舌鳥梅町３－22－４ | 令和３年５月１日 |
| 介護予防通所サービス | アシストケアクラブ中百舌鳥 | アシストケア中百舌鳥 | 堺市北区百舌鳥梅町３－22－４ | 令和３年５月１日 |
| 訪問リハビリテーション | 医療法人純輝会<br>松村クリニック | 医療法人純輝会<br>松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町２－４－21 | 令和６年２月７日 |
| 介護予防訪問看護 | 医療法人純輝会<br>松村クリニック | 医療法人純輝会<br>松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町２－４－21 | 令和６年２月７日 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 医療法人純輝会<br>松村クリニック | 医療法人純輝会<br>松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町２－４－21 | 令和６年２月７日 |
| 通所リハビリテーション | 医療法人純輝会<br>松村クリニック | 医療法人純輝会<br>松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町２－４－21 | 令和６年２月７日 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 介護予防通所リハビリテーション | 医療法人純輝会松村クリニック | 医療法人純輝会松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町２－４－21 | 令和６年２月７日 |
| 居宅療養管理指導 | 医療法人純輝会松村クリニック | 医療法人純輝会松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町２－４－21 | 令和６年２月７日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 医療法人純輝会松村クリニック | 医療法人純輝会松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町２－４－21 | 令和６年２月７日 |
| 訪問看護 | 医療法人純輝会松村クリニック | 医療法人純輝会松村内科クリニック | 堺市東区日置荘西町２－４－21 | 令和６年２月７日 |

堺市告示第２１９号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第５項において準用する同法第５０条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号（中国残留邦人等支援法第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

| 事業の種類 | 名称 | 変更前の所在地 | 変更後の所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 訪問介護 | ケアステーションらふたぁ | 堺市中区深井清水町3488-１ | 堺市中区深井清水町1736－２ | 令和４年12月１日 |
| 介護予防訪問サービス | らぱん介護ステーション | 堺市中区小阪341206号 | 堺市中区深井中町1966－１ | 令和５年８月１日 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 訪問介護 | らぱん介護ステーション | 堺市中区小阪341206号 | 堺市中区深井中町1966－１ | 令和５年８月１日 |

堺市告示第２２０号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第５５条の３第１号（中国残留邦人等支援法第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　あんま・マッサージ

| 施術者 | 施術所名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|
| 秋山　颯太 | さざん鍼灸院 | 松原市天美東９－２－21－105 | 令和６年４月１日 |
| 石田　愛里 | エール訪問鍼灸マッサージ | 堺市東区北野田１－６　サウスタワー702 | 令和６年４月８日 |
| 中村　周平 | エール訪問鍼灸マッサージ | 堺市東区北野田１－６　サウスタワー702 | 令和６年４月８日 |
| 小泉　優理 | ラクナル訪問マッサージ治療院 | 大阪市住吉区苅田６－５－１　ラクナルテラス２Ｆ | 令和６年４月１日 |
| 大谷　敏章 | サンケア訪問マッサージ・はりきゅう本院 | 堺市北区北花田町４－122－７　Ａ号 | 令和６年３月１日 |
| 中部　秀樹 | フレアス在宅マッサージ堺南区施術所 | 堺市南区土佐屋台1367　谷口ハイツ２Ｆ　19号室 | 令和６年４月１日 |

２　はり・きゅう

| 施術者 | 施術所名 | 所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|
| 橋口　雅生 | 森田鍼灸院 | 和泉市鶴山台２－１－３－101 | 令和６年２月１日 |
| 石田　愛里 | エール訪問鍼灸マッサージ | 堺市東区北野田１－６　サウスタワー702 | 令和６年４月８日 |
| 中村　周平 | エール訪問鍼灸マッサージ | 堺市東区北野田１－６　サウスタワー702 | 令和６年４月８日 |
| 小泉　優理 | ラクナル訪問マッサージ治療院 | 大阪市住吉区苅田６－５－１　ラクナルテラス２Ｆ | 令和６年４月１日 |
| 大谷　敏章 | サンケア訪問マッサージ・はりきゅう本院 | 堺市北区北花田町４－122－７　Ａ号 | 令和６年３月１日 |

堺市告示第２２１号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第２項において準用する同法第５０条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号（中国残留邦人等支援法第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　あんま・マッサージ

| 施術者 | 施術所名 | 変更前の所在地 | 変更後の所在地 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 蛇草　真史 | 三国ヶ丘マッサージ治療院堺北 | 堺市北区百舌鳥赤畑町１－８－４ | 堺市北区百舌鳥赤畑町１－８－４201号室 | 令和６年３月１日 |
| 河野　広明 | 三国ヶ丘マッサージ治療院堺北 | 堺市北区百舌鳥赤畑町１－８－４ | 堺市北区百舌鳥赤畑町１－８－４201号室 | 令和６年３月１日 |
| 山岡　宏晃 | 三国ヶ丘マッサージ治療院堺北 | 堺市北区百舌鳥赤畑町１－８－４ | 堺市北区百舌鳥赤畑町１－８－４201号室 | 令和６年３月１日 |

堺市告示第２２２号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６０条第１項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第５４条第２項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第６９条第１号の規定により告示する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

| 医療機関名 | 医療機関所在地 | 種別 | 更新年月日 |
|---|---|---|---|
| サンライトげんき薬局堺店 | 堺市中区八田西町２丁10番３号 | 薬局 | 令和６年５月１日 |
| どんぐり薬局　ながそね店 | 堺市北区長曽根町3084－21－102 | 薬局 | 令和６年５月１日 |

## 公　　告

堺市公告第３３２号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　落札に係る特定役務の名称及び数量
選挙人名簿管理システム標準化移行業務　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
選挙管理委員会事務局
堺市堺区南瓦町３番１号

３　落札者を決定した日
令和６年３月22日

４　落札者の氏名及び住所
株式会社ムサシ　大阪支店
取締役支店長　五島　眞一
大阪府東大阪市長田中３丁目６－１

５　落札金額
￥78,339,415－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日
令和６年２月８日

堺市公告第３３３号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　落札に係る特定役務の名称及び数量
保険年金事務における標準準拠システム導入及び運用保守業務　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
健康福祉局長寿社会部医療年金課
堺市堺区南瓦町３番１号

３　落札者を決定した日
令和６年３月29日

４　落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所　関西支社
支社長　堀内　浩祐
大阪府大阪市北区中之島２丁目３番18号

５　落札金額
￥2,560,191,700－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日
令和６年２月８日

堺市公告第３３４号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　開発区域
堺市美原区北余部251番１及び251番４

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市中区大野芝町261番地４
辻村　映規

堺市公告第３３５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　開発区域
堺市西区浜寺元町六丁826番１、826番２、828番１、845番１及び847番の一部

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県大府市吉川町四丁目17番地
KeePer技研株式会社
代表取締役　賀来　聡介

堺市公告第３３６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　開発区域

堺市西区神野町二丁1078番３の一部、1079番の一部、1080番１の一部、1091番１の一部及び1091番２の一部並びに上野芝向ヶ丘町四丁1090番の一部及び1090番１の一部

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区宮原四丁目５番36号

株式会社キリン堂

代表取締役　寺西　豊彦

堺市公告第３３７号

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第５条の６第２項の規定に基づき、公募設置等計画の変更を公園管理者が認定したので、同条第３項において準用する同法第５条の５第２項の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　公募設置等計画（変更）の認定日

令和６年４月30日

２　公募設置等計画（変更）の認定の有効期間

令和６年４月30日から令和23年３月31日まで

３　公募対象公園施設の場所

堺市中区八田寺町ほか地内

原池公園内（別紙詳細）

原池公園内別紙　施設配置計画

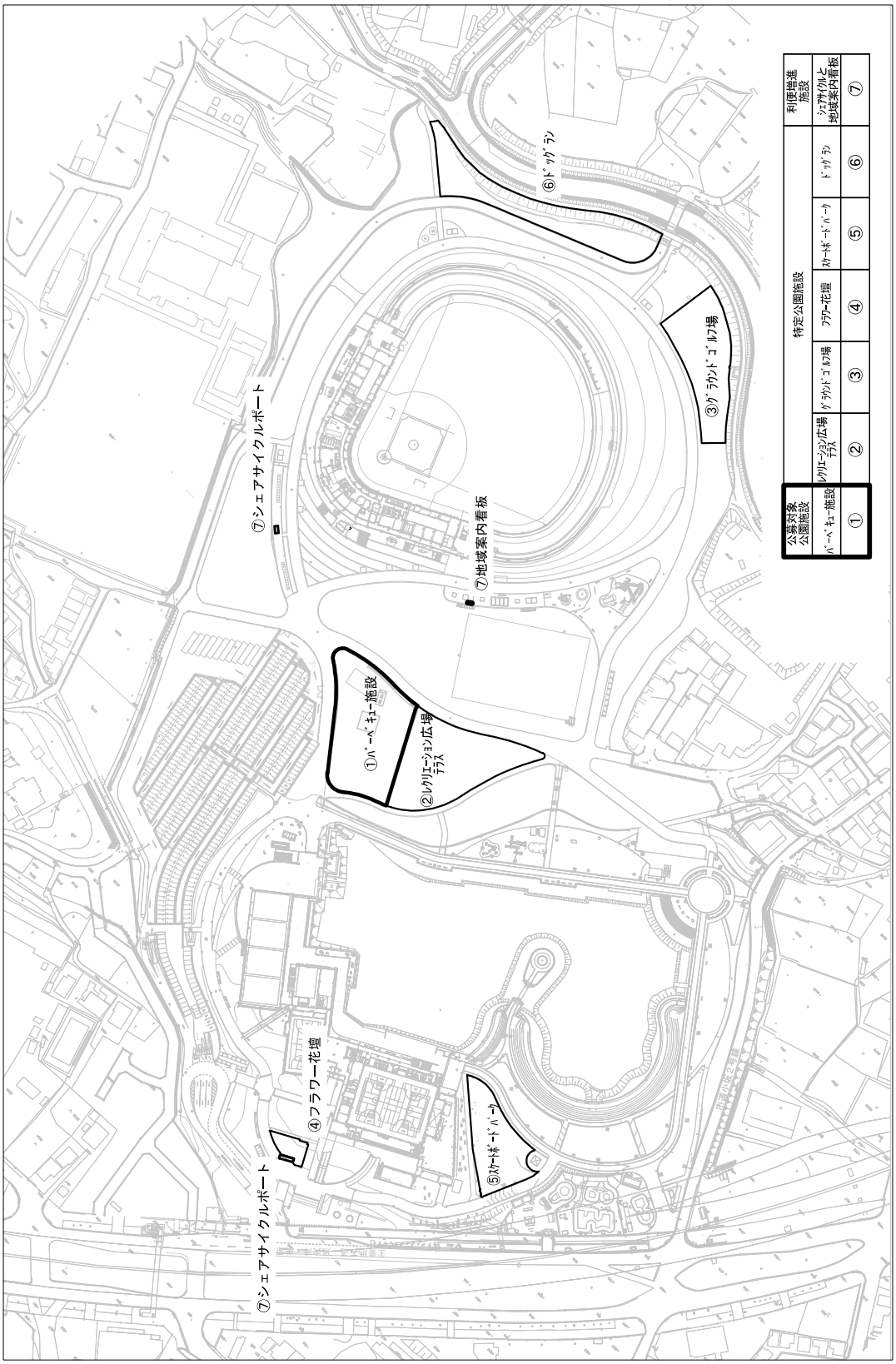

堺市公告第３３８号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第２項において準用する同法第６２条第２項の規定に基づき、南部大阪都市計画下水道事業（堺市大和川下流西部流域関連公共下水道）の計画の変更に係る図書の写しを堺市上下水道局において公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和４４年建設省令第４９号）第４９条の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎２階　上下水道局下水道管路部下水道事業調整課

所在地　堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地２

連絡先　072-250-5107

２　縦覧期間

令和６年５月20日から事業施行期間の終了の日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成２年条例第20号）第２条第１項に規定する休日を除く。

３　縦覧時間

午前９時から正午まで及び午後０時45分から午後５時30分まで

堺市公告第３３９号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　随意契約に係る調達物品等の名称及び数量
　教育情報ネットワークに係るセンターサーバーハウジング用フルラック賃貸借　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
　教育委員会事務局教育センター学校ＩＣＴ化推進室
　堺市中区深井清水町1426番地
　堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟３階

３　随意契約の相手方を決定した日
　令和６年４月１日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所
　株式会社スマートバリュー　クラウドイノベーションＤｉｖｉｓｉｏｎ
　ＤｉｖＭａｎａｇｅｒ　大脇　正人
　大阪府大阪市中央区道修町３丁目６－１　京阪神御堂筋ビル14階

５　随意契約に係る契約金額
　￥42,240,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
　随意契約

７　随意契約による理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号

堺市公告第３４０号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務（Ａ）　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
教育委員会事務局学校管理部学務課
堺市堺区南瓦町３番１号

３　随意契約の相手方を決定した日
令和６年３月28日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所
エムオーティ株式会社
代表取締役　森川　直人
大阪府大阪市東住吉区矢田２丁目16番15号

５　随意契約に係る契約金額
￥139,358,340－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
随意契約

７　随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第５号

堺市公告第３４１号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３

７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務（Ｂ）　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
教育委員会事務局学校管理部学務課
堺市堺区南瓦町３番１号

３　随意契約の相手方を決定した日
令和６年３月28日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所
エムオーティ株式会社
代表取締役　森川　直人
大阪府大阪市東住吉区矢田２丁目16番15号

５　随意契約に係る契約金額
￥141,080,940－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
随意契約

７　随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第５号

堺市公告第３４２号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務（Ｃ）　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
教育委員会事務局学校管理部学務課
堺市堺区南瓦町３番１号

３　随意契約の相手方を決定した日
令和６年３月28日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所
有限会社はごろも交通
代表取締役　井出　みどり
大阪府堺市西区草部1275－６

５　随意契約に係る契約金額
￥67,841,400－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
随意契約

７　随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第５号

堺市公告第３４３号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定により、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市長　永　藤　英　機

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務（Ｄ）　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
教育委員会事務局学校管理部学務課
堺市堺区南瓦町３番１号

３　随意契約の相手方を決定した日
令和６年３月25日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所
有限会社はごろも交通
代表取締役　井出　みどり
大阪府堺市西区草部1275－６

５　随意契約に係る契約金額
￥43,474,222－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
随意契約

７　随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１

号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第５号

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第７１号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成１８年上下水道局管理規程第１２号）第２条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市上下水道事業管理者　森　　功　一

１　落札に係る調達物品等の名称及び予定数量

量水器（新品）口径25㎜以下年間単価契約

乾式デジタル水道メーター

| | |
|---|---|
| 口径13㎜Ｄ | 4,000個 |
| 口径13㎜ＪＤ | 3,500個 |
| 口径20㎜Ｄ | 4,000個 |
| 口径20㎜ＪＤ | 24,000個 |
| 口径25㎜Ｄ | 480個 |
| 口径25㎜ＪＤ | 960個 |

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町１丁39番地２

３　落札者を決定した日

令和６年４月15日

４　落札者の氏名及び住所
　　柏原計器工業株式会社
　　代表取締役　三浦　直人
　　大阪府柏原市本郷５丁目３－28

５　落札金額
　　￥117,117,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
　　一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日
　　令和６年２月16日

堺市上下水道局公告第７２号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成１８年上下水道局管理規程第１２号）第２条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市上下水道事業管理者　森　　功　一

１　落札に係る特定役務の名称及び数量
　　古川下水ポンプ場昼間施設維持管理業務　１式

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
　　上下水道局サービス推進部事業サポート課
　　堺市北区百舌鳥梅北町１丁39番地２

３　落札者を決定した日
　　令和６年３月12日

４　落札者の氏名及び住所
　　世界産業株式会社
　　代表取締役　榎並　巧二
　　大阪府泉佐野市南中樫井473番地の１

５　落札金額
　　￥24,860,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
　　一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日
　　令和６年２月９日

堺市上下水道局公告第７３号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成１８年上下水道局管理規程第１２号）第２条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市上下水道事業管理者　森　　功　一

１　落札に係る調達物品等の名称及び予定数量
　　堺市型グラウンドマンホールΦ600（Ｔ－25）（年間単価契約）　800組

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
　　上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町１丁39番地２

３　落札者を決定した日
令和６年３月27日

４　落札者の氏名及び住所
株式会社イマムラ
代表取締役　今村　尊
大阪府堺市西区津久野町３丁17番18号

５　落札金額
￥62,700－（１組当たりの税込単価）

６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日
令和６年２月９日

堺市上下水道局公告第７４号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成１８年上下水道局管理規程第１２号）第２条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市上下水道事業管理者　森　　功　一

１　落札に係る調達物品等の名称及び予定数量
臭素系消毒剤（年間単価契約）　12,400kg

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
上下水道局サービス推進部事業サポート課
堺市北区百舌鳥梅北町１丁39番地２

３　落札者を決定した日
令和６年４月２日

４　落札者の氏名及び住所
赤沢産業株式会社
代表取締役　中尾　万里
大阪府大阪市東淀川区西淡路１丁目１－32

５　落札金額
￥34,117,600－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日
令和６年２月21日

堺市上下水道局公告第７５号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成１８年上下水道局管理規程第１２号）第２条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１８年規則第１８号）第１２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和６年５月１７日

堺市上下水道事業管理者　森　　功　一

１　落札に係る調達物品等の名称及び予定数量

量水器（再生）口径25㎜以下年間単価契約
乾式デジタル水道メーター
口径13㎜Ｄ　　4,000個
口径13㎜ＪＤ　　3,500個
口径20㎜Ｄ　　4,000個
口径20㎜ＪＤ　　24,000個
口径25㎜Ｄ　　480個
口径25㎜ＪＤ　　960個

２　契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
上下水道局サービス推進部事業サポート課
堺市北区百舌鳥梅北町１丁39番地２

３　落札者を決定した日
令和６年４月15日

４　落札者の氏名及び住所
柏原計器工業株式会社
代表取締役　三浦　直人
大阪府柏原市本郷５丁目３－28

５　落札金額
￥36,850,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日
令和６年２月16日